

農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令（昭和四十六年農林省令第四十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（試料の採取）</p> <p>第一条 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律施行令第二条第一項第一号又は第二号の要件に該当するかどうかの判定のために行うカドミウムの量の検定（以下単に「検定」という。）のための試料は、次に掲げるところにより、採取しなければならない。</p> <p>一 検定に係る農用地の面積のおおむね二・五ヘクタールにつき一箇所の割合で、試料を採取するほ場を選定すること。</p> <p>二 前号の規定により選定されたほ場の中央地点及び当該ほ場内のその他の四地点に生育している稲を採取し、並びにこれらの五地点において地表からおおむね十五センチメートルまでの土壤を採取すること。</p> <p>三 前号の規定により採取された稲に付着している土壤等を除去し、当該稲を風乾した後、まとめて脱穀及びもみすりをして得た米を精選すること。</p>	<p>（試料の採取）</p> <p>第一条 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律施行令第二条第一項第一号又は第二号の要件に該当するかどうかの判定のために行うカドミウムの量の検定（以下単に「検定」という。）のための試料は、検定に係る農用地について、おおむね農用地の面積の二・五ヘクタールにつき一点の割合で、採取しなければならない。</p>

四 第二号の規定により採取された土壤を風乾した後、非金属製の二ミリメートルの目のふるいを通過させて得た土壤をそれぞれ同じ重量混合すること。

(米に係る検定の方法)

第二条 米に係る検定は、別表第一に掲げる方法により試薬、試料液及び空試験液の調製並びに検定の操作を行い、その結果に基づき、附録第一の算式により算出して、行わなければならない。

(土壤に係る検定の方法)

第三条 土壤に係る検定は、別表第二に掲げる方法により試薬及び試料液の調製、検定の操作並びに試料の水分の測定を行い、

2| 検定のための試料の採取は、当該採取に係る農用地の区画の中央部において行なわなければならない。

3| 検定のための試料は、米にあつては生育している稲を採取し、これにつき、附着している土壤等を除去し、風乾した後、脱穀及びもみすりをして得た米を精選して、土壤にあつては地表からおおむね十五センチメートルまでの土壤を採取し、これを風乾した後、非金属製の二ミリメートルの目のふるいを通過させて得た土壤を十分混合して、採取しなければならない。

(米に係る検定の方法)

第二条 米に係る検定は、別表第一に掲げる方法により試薬、試料液及び空試験液の調製並びに検定の操作を行ない、その結果に基づき、附録第一の算式により算出して、行なわなければならない。

(土壤に係る検定の方法)

第三条 土壤に係る検定は、別表第二に掲げる方法により試薬及び試料液の調製、検定の操作並びに試料の水分の測定を行ない

その結果に基づき、附録第二の算式により算出して、行わなければならない。

、その結果に基づき、附録第二の算式により算出して、行ななければならない。